

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則	1
告示	
○特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課)	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の指定の予定 (〃)	2
○道路の区域変更(2件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (〃)	2
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) <7・27掲示>	3
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	3
○土地改良事業の計画変更の適否決定 (東洋町野根土地改良区) (〃)	3
○開発行為に関する工事の完了(2件) (都市計画課)	3
規則	
高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則をここに公布する。	
平成21年8月7日	
高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第71号	
高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則	
(趣旨)	
第1条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第37条第1項に規定する医療に要する費用(以下「費用」という。)に係る同条第2項の規定に基づく入院患者(同	

条第1項に規定する患者をいう。以下同じ。)の自己負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の負担)

第2条 知事は、法第37条第2項の規定に基づき、法第19条若しくは第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)又は第46条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、費用の全部又は一部を負担することができる認められるときは、入院患者若しくはその配偶者又は民法(明治29年法律第89条)第877条第1項に規定する扶養義務者(別表において「扶養義務者」という。)に当該費用の全部又は一部を負担させるものとする。ただし、入院患者又はその属する世帯の他の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合にあっては、所管の福祉保健所長又は福祉事務所長の証明により、費用を負担させないものとする。

(自己負担額の決定)

第3条 知事は、前条の規定により負担させる額(以下「自己負担額」という。)を別表に定めるところにより月額によって決定するものとする。

(自己負担額の減免)

第4条 知事は、第2条の規定により費用を負担すべき者について、災害等により所得の著しい減少又は支出の著しい増加があった場合は、前条の規定による自己負担額を減額し、又は第2条の規定による費用の負担を免除することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、法第37条第2項の規定に基づく入院患者の自己負担に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

入院患者等の所得税額の合算額(年額)	自己負担額(月額)
1,470,000円以下	0円
1,470,001円以上	2万円。ただし、費用の額又は費用の額から他の法律により給付を受けることができる額(法第39条に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。)を控除して得た額が2万円に満たない場合にあっては、当該額

備考 1 この表において、「入院患者等の所得税額の合算額」とは、入院患者並びにその配偶者及び当該入院患者と生計を一にする扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあっては、前前年分の所得税額)を合算した額をいう。

2 入院患者が月の中途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、当該月の自己負担額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額」に入院していた期間の日数を乗じて得た額と読み替えるものとする。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

告 示

高知県告示第519号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山村、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町及び四十万町	平成21年9月24日及び25日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

高知県告示第520号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡仁淀川町泉字トリガタ915の1・915の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第521号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

須崎市浦ノ内西分字エノサコ2835のイ、2835のロ、2836から2841まで、字牛神3425、3427

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字エノサコ2835のイ・2835のロ・2840・2841・字牛神3427（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年8月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 县道

2 路線名 高知本山

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高知市愛宕町一丁目234番から高知市愛宕町二丁目	前	14.3 14.7	27
		14.5	

1番9まで

後

19.2

27

高知県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年8月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 县道

2 路線名 土佐大津停車場

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高知市大津字木ノ下甲584番1	前	6.0	2
	後	6.0 7.3	2

高知県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年8月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 县道

2 路線名 土佐大津停車場

3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高知市大津字木ノ下甲584番1	2	平成21年8月7日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年7月27日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年7月27日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあ った年月 日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成21年 7月27日	特定非 営利活 動法人 土佐の 森・救 援隊	松本 誓	吾川郡 いの町 天王北 四丁目 6番地 4	この法人は高知県の森林の整備が遅延した森林等を対象として、森林の適正な整備を推進することにより、環境の保全、向上に資するとともに、森林愛護や自然保護の啓発に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永田土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
理事	北村 孝俊	南国市立田682

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、東洋町野根土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適當と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
- (2) 変更後の定款の写し

2 縦覧期間

平成21年8月7日から同年9月3日まで

3 縦覧場所

東洋町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年6月10日 21高都計第148号	南国市稻生字堂ヶ内 1896番イ	南国市稻生1926番 地2 中澤 健人

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年7月15日 21高都計第219号	香美市土佐山田町泰山町三丁目59番2ほか	香川県高松市円座町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦